

一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山市婦中町羽根 1000 番 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、富山市の設置する都市公園施設、地域広場施設、その他広場施設、自然公園施設、街路樹、その他緑地の維持管理と運営業務を適切に行い、広く地域社会の人々が施設の有効利用を図られることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 富山市から委託を受けて、富山市の公園施設、地域広場施設、その他広場施設、自然公園施設、市道街路樹や緑地の維持管理
- (2) 施設の有効利用を推進するための広報や調査研究
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の目的である事業を行うために資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は基本財産及び運用資産の2種とする。

- 2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立の際基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とする事を指定して寄付された財産
 - (3) 評議員会において基本財産に繰り入れる事を議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 基本財産は、この法人の目的達成のために善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産を持って支弁する。

(長期借入金)

第9条 この法人が資金を借り入れようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を得て評議員会の承認を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第10条 この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会の決議を得て評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を得て、評議員会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定期を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第14条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会にて行う。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第17条 評議員に対して、各年度の総額20万円を越えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬とし支給することが出来る。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員で決議するものとして法令又は、この定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に一回開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が召集する。

2 評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することが出来る。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は決議について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのもの選任することとする。

4 評議員会議長は出席評議員の互選とする。

5 評議員の決議の省略は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条により行う。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めることにより議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上5名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選出)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。

(役員の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、尚理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又は、これに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。但し常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することが出来る。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。
- 3 理事会議長は代表理事がこれに当たる。

(議事録)

第35条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第38条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剩余金の分配を行うことが出来ない。

第9章 事務局

(事務局)

第39条 公社の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長その他の必要な職員を置く。
- 3 職員の任免は、代表理事が行う。

第10章 公告の方法

(公告)

第40条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

付則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は塙田 諭とする。